

株 主 各 位

大阪府大東市中垣内7丁目7番1号

船井電機株式会社

代表取締役 林 朝 則
執行役員社長

第64期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当社第64期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合には、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、平成28年6月27日（月曜日）午後5時までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年6月28日（火曜日） 午前10時
2. 場 所 大阪府大東市中垣内7丁目7番1号
当社技術館5階 多目的ホール
3. 目的事項
報告事項
 1. 第64期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）
事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人
及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第64期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）
計算書類の内容報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件
- 第2号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
- 第3号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件
- 第4号議案 ストックオプションとして新株予約権を発行する件

以 上

- ~~~~~
- ◎ 当日ご出席の際には、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
 - ◎ 本定時株主総会招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.funai.jp/jp/investors/>）に掲載しておりますので、本定時株主総会招集ご通知添付書類には記載いたしていません。従いまして、本定時株主総会招集ご通知添付書類は、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類又は計算書類の一部であります。
 - ◎ 株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合には、上記の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における当社の主要市場である米国の景気は、個人消費に若干減速感が見られること、雇用は引き続き改善を続けているものの一部に弱さがみられるなど、堅調な推移ながらも若干の変化が散見されております。また、欧州では個人消費が足元で改善傾向にある一方、中国については下期から景気回復の鈍化が継続しております。

わが国におきましては、年初から機械受注や鉱工業生産指数に一部弱さが散見されるなど、特に輸出に関しては、中国を中心とした新興国経済減速の影響が出始めていると思われます。

このような状況下、当社グループの当連結会計年度の売上高は1,681億16百万円（前期比22.6%減）となりましたが、利益面につきましては、主に液晶テレビに関して北米での年末商戦向けの受注を減らしたことや、地域量販店での販売不振に加え、メキシコでの競争激化、またオーディオアクセサリーの販売終息に向けての費用計上などにより営業損失は130億61百万円（前期は5億64百万円の営業利益）となり、経常損失はメキシコペソ建売掛金に対するペソ安や米ドルに対する円高による為替差損等により161億46百万円（前期は19億24百万円の経常利益）となりました。

また、当社とKoninklijke Philips N.V. との間で係争中でありました仲裁について、平成28年4月26日に国際仲裁裁判所より仲裁判断を受領し、本仲裁の判断により決定した賠償金等を特別損失に185億02百万円計上したことなどにより、親会社株主に帰属する当期純損失は362億21百万円（前期は13億54百万円の親会社株主に帰属する当期純利益）となりました。

なお、当期より、「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号平成25年9月13日）等を適用し、「当期純利益又は当期純損失」を「親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失」としております。

機器別の売上高は次のとおりであります。

<映像機器>

映像機器では、DVD関連製品がDVD複合機の販売好調により増収となりましたが、主力の液晶テレビは北米市場で年末商戦向けの受注を減らしたことを販売の平準化で補うことができなかったことに加えて、地域量販店での販売不振やメキシコ市場での競争が激化したことなどにより減収となりました。この結果、当該機器の売上高は1,461億79百万円（前期比15.2%減）となりました。

<情報機器>

情報機器では、新たに販売を開始した自社開発インクジェットプリンターの販売貢献はあったものの、OEM先向けの販売終了に伴う売上高の減少を補えなかったことにより、全体では減収となりました。この結果、当該機器の売上高は50億00百万円（前期比60.4%減）となりました。

<その他>

上記機器以外では、受信関連用電子機器やオーディオアクセサリが減収となり、売上高は169億36百万円（前期比47.2%減）となりました。

(機器別連結売上高)

区 分	売 上 高	構 成 比
映 像 機 器	146,179百万円	86.9%
情 報 機 器	5,000	3.0
そ の 他	16,936	10.1
合 計	168,116	100.0

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度中の設備投資は、製造会社は19億61百万円、販売会社等は5億00百万円となり、当社グループ合計では24億62百万円となりました。設備投資の主なものは、生産設備の拡充であります。

(3) 資金調達の状況

記載すべき事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当民生用電気機器業界におきましては、4K等高画質化や大型化による液晶テレビ需要の拡大はみられたものの、DVD・ブルーレイディスク関連製品など市場低迷が続く中、スマートフォン、タブレット端末などこれまで牽引してきた製品にも陰りがみられるなど厳しい環境が続きました。

こうした業界環境において当社グループの対処すべき具体的な課題及び対応は下記のとおりであります。

① 売上高の拡大及び収益力の回復

当社グループでは売上高の拡大と収益力の回復を最重要課題と位置づけております。

(製品戦略について)

当期は、北米での年末商戦向けの受注を減らしたことや、地域量販店での販売不振に加え、在庫消化の遅れ、メキシコでの競争激化、また、オーディオアクセサリーの販売終息に向けての費用計上などにより減収減益となりました。

なお、売上高拡大のため、主に北米市場における液晶テレビにおいて4Kモデルや販売先ごとに開発した複数モデル展開による販売拡大と年末商戦向け受注の獲得を目指しております。インクジェットプリンターでは複数モデルラインナップによる販売や新規販売先の開拓に取り組んでおります。

(市場戦略について)

短期的な市場戦略としては、北米市場での当社製品の優位性を確保するために、4Kテレビなどの高付加価値モデルの展開を進めております。その一方で中長期的な戦略としては、段階的に北米市場への過度な集中を解消していくために、例えば情報機器事業では欧州（イギリスやその他の地域）、映像機器事業ではメキシコなどの中南米地域にて、販路拡大を積極的に進めております。

当社グループでは、上記の各戦略を着実に実行するため、商品企画から開発、部材調達、生産、販売に至る部門間のタイムラグをミニマイズし、市場のニーズに的確に応えた製品をタイムリーに供給できるよう改善に取り組んでおります。

② 生産及び開発体制の強化

当社グループでは、中国生産依存のリスク回避を課題として、生産拠点の分散化を図ってきたことから同国での生産比率は低下傾向にあります。なお、当連結会計年度におきましては、フィリピンに設立した生産子会社Funai Electric Philippines Inc.の工場稼働を開始いたしました。開発面ではグループ全体の効率向上を、中国並びにアジア地域で引き続き進めております。

③ 人材の育成と登用

当社グループでは、新しいグローバル競争時代を勝ち抜くため、また、中長期の事業戦略を推進するうえで、社員個々の能力を向上させグループ力強化に繋げることが重要であると認識しております。このため、語学をはじめとする社内外の研修体制の強化・拡充により若手、中堅社員を問わず積極的な人材育成と登用を行っております。

(5) 財産及び損益の状況

区 分	第 61 期 (平成24年度)	第 62 期 (平成25年度)	第 63 期 (平成26年度)	第 64 期 (平成27年度)
売 上 高 (百万円)	192,008	234,042	217,088	168,116
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 (△) (百万円)	△355	△2,253	1,924	△16,146
親会社株主に帰属する 当期純利益又は 親会社株主に帰属する 当期純損失(△) (百万円)	△8,542	△6,745	1,354	△36,221
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)	△250円38銭	△197円70銭	39円70銭	△1,061円62銭
総 資 産 (百万円)	194,524	181,341	189,695	154,295
純 資 産 (百万円)	121,398	117,684	127,881	86,569
1株当たり純資産額	3,520円11銭	3,414円77銭	3,712円81銭	2,504円70銭

(注) 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、期末現在の発行済株式総数により算出しております。なお、当該各株式数につきましては、自己株式を控除しております。

(6) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主 要 な 事 業 内 容
D X アンテナ株式会社	363百万円	91.80%	受信関連用電子機器の製造、販売等
FUNAI CORPORATION, INC.	68.5百万US\$	100.00%	当社製品の販売
船井電機(香港)有限公司	115百万HK\$	100.00%	当社製品の製造

(注) 当社の出資比率については、小数点第2位未満を四捨五入して表示しております。

(7) 主要な事業内容

区 分	主 要 製 品 名
映 像 機 器	液晶テレビ、DVDプレーヤ、DVDレコーダ、ブルーレイディスクプレーヤ、ブルーレイディスクレコーダ
情 報 機 器	プリンター、インクカートリッジ
そ の 他	受信関連用電子機器、オーディオアクセサリ

(8) 主要な事業拠点

区 分	名 称	所 在 地	
当 社	本 社	大 阪 府 大 東 市	
	東 京 支 店	東 京 都 千 代 田 区	
国 内	製 造 販 売 子 会 社 D X ア ン テ ナ 株 式 会 社	神 戸 市 兵 庫 区	
海 外	販 売 子 会 社	FUNAI CORPORATION, INC.	米 国
		P & F U S A , I n c .	”
		P&F MEXICANA, S.A. DE C.V.	メ キ シ コ
	製 造 子 会 社	船 井 電 機 (香 港) 有 限 公 司	香 港
		FUNAI (THAILAND) CO., LTD.	タ イ

(9) 使用人の状況

使 用 人 数	前連結会計年度末比増減
3,318名	286名減

(注) 1. 使用人数は、就業人員であります。

2. 前連結会計年度末に比べ使用人が減少した主な理由は、フィリピンにおける製造子会社であるFUNAI ELECTRIC CEBU, INC.における情報機器の生産減少によるものであります。

(10) 主要な借入先

記載すべき事項はありません。

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

記載すべき事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 80,000,000株
- (2) 発行済株式総数 36,130,796株
(自己株式 2,011,687株を含む。)
- (3) 株主数 9,098名
- (4) 大株主の状況（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
船井哲良	12,559千株	36.81%
公益財団法人船井情報科学振興財団	1,540	4.51
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505223	1,332	3.91
船井哲雄	1,079	3.16
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY	961	2.82
THE BANK OF NEW YORK 133522	896	2.63
日本トラスティ・サービス信託銀行 株式会社（信託口）	637	1.87
日本トラスティ・サービス信託銀行 株式会社（信託口9）	628	1.84
STATE STREET CLIENT OMNIBUS ACCOUNT OM44	626	1.84
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社（信託口）	472	1.38

- (注) 1. 当社は、自己株式2,011千株を保有しておりますが、上記大株主には記載しておりません。
2. 持株比率は、自己株式を控除して計算し、小数点第2位未満を四捨五入して表示しております。

- (5) その他株式に関する重要な事項
記載すべき事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日における新株予約権の状況

① 新株予約権の数 2,837個

(注) 新株予約権の数は、交付された新株予約権の数から権利行使が行われた数及び新株予約権者が退職その他権利行使の条件に基づき権利を喪失した数を減じて表示しております。

② 目的となる株式の種類及び数 普通株式 283,700株
(新株予約権1個につき100株)

③ 当社取締役の保有する新株予約権の状況

回次	区分	新株予約権の数	保有者数	1株当たり行使価額	行使期間
平成20年度 第1回	取締役 (監査等委員を除く) (社外取締役を除く)	20個	1名	1,609円	平成22年8月1日から 平成29年7月31日まで
平成26年度 第1回	取締役 (監査等委員を除く) (社外取締役を除く)	90個	2名	1,296円	平成28年9月1日から 平成35年8月31日まで

(2) 当事業年度中に交付した新株予約権の状況

記載すべき事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

記載すべき事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の状況（平成28年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役 会長	船井 哲良	公益財団法人船井情報科学振興財団理事 公益財団法人船井奨学会理事長
代表取締役 執行役員社長	林 朝則	
代表取締役 執行役員	前田 哲宏	オフィスソリューション事業部事業部長兼新規事業部事業部長
取締役 執行役員	岡田 譲二	開発技術本部本部長兼知的財産権本部本部長
社外取締役	米本 光男	株式会社ティー・ピー・エス研究所取締役副社長 オリエンタルチェン工業株式会社社外監査役
社外取締役 (監査等委員)	米田 信一	
社外取締役 (監査等委員)	盛本 正英	
社外取締役 (監査等委員)	坂内 義明	ビー・ドットコム株式会社代表取締役社長

- (注) 1. 当社は、平成27年6月25日付で監査等委員会設置会社に移行いたしました。
2. 監査等委員である取締役 牧浦弘幸が平成28年2月15日付で辞任したことに伴い、同日付で補欠の監査等委員である取締役 坂内義明が監査等委員である取締役（社外）に就任いたしました。
3. 当社は、監査等委員会の職務を補助するものとして、監査等委員会事務局を設置し、重要会議への出席を通じて情報収集を行うほか、内部統制システムを通じた組織的監査を実施することにより監査の実効性を確保していることから、常勤の監査等委員を選定しておりません。
4. 当社は、社外取締役 米本光男及び監査等委員である社外取締役 米田信一を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、届出しております。
5. 当社は、「指名委員会」及び「報酬委員会」（いずれも任意の委員会）を設置しております。各委員会の構成は以下のとおりであります。
- ・指名委員会：岡田譲二（委員長）、船井哲良、林朝則、前田哲宏
 - ・報酬委員会：前田哲宏（委員長）、船井哲良、林朝則、岡田譲二、米本光男

(2) 当事業年度中に退任した取締役及び監査役

氏名	退任日	退任事由	退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況
石崎 弘	平成27年6月25日	任期満了	常勤監査役
米田 信一	平成27年6月25日	任期満了	社外監査役
盛本 正英	平成27年6月25日	任期満了	社外監査役
牧浦 弘幸	平成28年2月15日	辞任	監査等委員である取締役（社外）
坂内 義明	平成28年2月15日	辞任	取締役（監査等委員である取締役を除く。）（社外）

- (注) 1. 米田信一及び盛本正英は、当社の監査役会設置会社から監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員である取締役に就任いたしました。
2. 牧浦弘幸は、専務執行役員就任のため監査等委員である取締役（社外）を辞任いたしました。
3. 坂内義明は、監査等委員である取締役（社外）への就任に伴い、取締役（監査等委員である取締役を除く。）（社外）を辞任いたしました。

(ご参考)

当社は執行役員制度を導入しており、平成28年3月31日現在の取締役に兼務しない執行役員は、次のとおりであります。

専務執行役員	牧 浦 弘 幸
執行役員	船 越 秀 明
〃	宇 賀 和 男
〃	伊 藤 武 司
〃	山 本 一 彦
〃	足 立 元 美
〃	吉 田 庸 樹

(3) 責任限定契約の内容の概要

会社法第427条第1項の規定により、当社と社外取締役 米本光男、米田信一、盛本正英、坂内義明の4氏との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任について、同法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度とする責任限定契約を締結しております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等の総額

当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	支給人数	支給額
取締役（監査等委員である取締役を除く。） （うち社外取締役）	6名 (2)	75,251千円 (10,291)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	4 (4)	11,896 (11,896)
監査役 （うち社外監査役）	3 (2)	4,875 (2,600)
合 計 （うち社外役員）	10 (5)	92,023 (24,788)

- (注) 1. 上記には、当事業年度中に退任した取締役及び監査役を含めております。なお、当社は、平成27年6月25日に監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しております。
2. 上記支給額には、当事業年度に役員退職慰労引当金として費用処理した以下の金額が含まれております。
- ・取締役(監査等委員以外) 6名 6,911千円 (うち社外取締役2名 791千円)
 - ・取締役(監査等委員) 4名 931千円 (うち社外取締役4名 931千円)
 - ・監査役3名 375千円 (うち社外監査役2名 200千円)
3. 上記支給額には、当事業年度にストック・オプションによる報酬額として費用処理した以下の金額が含まれております。
- ・取締役2名 699千円

(5) その他会社役員に関する重要な事項

記載すべき事項はありません。

(6) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- ・取締役 米本光男は、株式会社ティー・ピー・エス研究所の取締役副社長であります。当社は、株式会社ティー・ピー・エス研究所との間には特別の関係はありません。
 - ・取締役 坂内義明は、ビードットコム株式会社の代表取締役社長であります。当社は、ビードットコム株式会社との間には特別の関係はありません。

- ② 他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- ・取締役 米本光男は、オリエンタルチエン工業株式会社の社外監査役であります。当社は、オリエンタルチエン工業株式会社との間には特別の関係はありません。
- ③ 当社及び当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員との親族関係記載すべき事項はありません。
- ④ 当事業年度における主な活動状況
取締役会、監査役会及び監査等委員会への出席状況及び発言状況

	出席状況及び発言状況
取 締 役 米 本 光 男	当事業年度に開催された取締役会15回のうち14回に出席し、主に経営コンサルタントとしての見地及び独立役員としての客観的見地から意見を述べております。
取 締 役 (監 査 等 委 員) 坂 内 義 明	当事業年度に開催された取締役会15回のうち15回に出席いたしました。また、平成28年2月15日付牧浦弘幸氏辞任に伴う補欠として監査等委員である取締役に就任いたしました。当事業年度における監査等委員会への出席はありませんでした。取締役会において、主に経験豊かな経営者の見地から意見を述べております。
取 締 役 (監 査 等 委 員) 米 田 信 一	当事業年度に開催された取締役会15回のうち15回、監査役会4回のうち4回、監査等委員会9回のうち9回に出席いたしました。取締役会、監査役会及び監査等委員会において、主に経験豊かな経営者の見地及び独立役員としての客観的見地から意見を述べております。
取 締 役 (監 査 等 委 員) 盛 本 正 英	当事業年度に開催された取締役会15回のうち15回、監査役会4回のうち4回、監査等委員会9回のうち9回に出席いたしました。取締役会、監査役会及び監査等委員会において、主に経験豊かな経営者の見地及び金融証券の専門的な見地から意見を述べております。
取 締 役 (監 査 等 委 員) 牧 浦 弘 幸	平成27年6月25日就任以降、平成28年2月15日退任までの間に開催された取締役会8回のうち8回、監査等委員会9回のうち9回に出席いたしました。取締役会及び監査等委員会において、主に経験豊かな経営者の見地から意見を述べております。

- (注) 1. 上記には、監査等委員会設置会社移行前の監査役としての出席状況を含めております。
2. 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第23条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が3回ありました。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- | | |
|-----------------------------------|-------|
| ① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等 | 46百万円 |
| ② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 61百万円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額等を区別しておらず、かつ、実質的にも区別できないことから、上記①の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社の重要な子会社のうちFUNAI CORPORATION, INC. ほか1社は、当社の会計監査人以外の監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査を受けております。

(3) 非監査業務の内容

記載すべき事項はありません。

(4) 会計監査人の報酬等に対して監査等委員会が同意した理由

監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査項目別監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、当事業年度の監査時間及び報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当し、解任が相当と認められる場合には、監査等委員会は、監査等委員全員の同意により解任いたします。また、上記の場合のほか、会計監査人に適正な監査の遂行に支障をきたす事由が生じたと認められる場合には、監査等委員会は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任の議案の内容を決定いたします。

(6) 責任限定契約の内容の概要

記載すべき事項はありません。

6. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

- ① 取締役及び社員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

「船井グループ企業行動憲章」、「役員コンプライアンス規程」及び「コンプライアンス規程」において、法令等遵守のために、取締役、執行役員及び社員がとるべき行動を明確にし、取締役、執行役員及び社員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保しております。また、「内部公益通報者保護規程」を整備し、通報者に対して不利な取扱いを禁止しております。

- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関しては、法令及び「文書管理規程」に従い、取締役が出席する取締役会等の重要会議議事録並びに稟議書その他適正な業務執行を確保するために必要な文書及び情報を適切に保存し、管理しております。

- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

損失の危険の管理に関しては、「リスク管理規程」を整備し、リスク管理担当役員を定め、当社が晒されているリスクを適切に把握・評価し、所轄業務に付随するリスク管理を行っております。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

経営の意思決定の迅速化と効率化を図るために、「執行役員制度」を導入し、業務執行取締役の統括のもとに執行役員を配置し、業務執行取締役が決定した業務が迅速に執行されることを確保しております。また、取締役会の透明性を高め、監督機能の強化を図るため、社外取締役の選任及び監査等委員会の設置をしております。

- ⑤ 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (ア) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

子会社の経営内容を的確に把握するため、「関係会社管理規程」を整備し、子会社の重要性の基準及び報告事項を定めて、これに基づき、毎月、経営成績、財務報告の提出を求めています。

- (イ) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
子会社の経営・運営を統制管理するため、「関係会社管理規程」を整備し、資金、技術、人事、取引等の関係を通じて子会社の財務、運営に影響を及ぼす事項については、協議事項を定めて、当社と協議する体制となっております。
- (ウ) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
子会社の効率的な事業運営を行うため、「関係会社管理規程」に基づき、会社規程を整備し、子会社の経営の自主性及び独立性を尊重した経営ができる体制となっております。
- (エ) 子会社の取締役等及び社員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
当社では、船井グループの全役員及び社員の行動規範として「船井グループ企業行動憲章」並びに本憲章を基本とする「船井グループ調達方針」、「コンプライアンス規程」を制定し、法令遵守のために、子会社の取締役等及び社員がとるべき行動を明確にし、職務の執行が法令及び定款に適合することを確保しております。
- ⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき社員に関する事項
当社は、監査等委員会が適正にその職務を果せるよう、監査等委員会事務局を設置し、監査等委員会を補助すべき社員を配属いたします。
- ⑦ 監査等委員会の職務を補助すべき社員の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項
当社は、監査等委員会の職務を補助すべき社員の監査等委員会事務局への配属に際して、他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の直接の指揮命令を受けない社員を選出し、他の取締役からの独立を確保しております。また、当該社員の異動、評価等については、監査等委員会の意見を尊重するものといたします。
- ⑧ 監査等委員会の職務を補助すべき社員に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項
監査等委員会は、監査等委員会を補助すべき社員に対して、指示の実効性を確保するため、直接、指揮命令し、報告を受けるものとします。

⑨ 監査等委員会への報告に関する体制

(ア) 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）、執行役員及び社員が監査等委員会に報告をするための体制

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）、執行役員及び社員が、当社に著しい損害を及ぼした事実又は及ぼすおそれのある事実を発見した場合は、直ちに監査等委員会に報告するものとします。

(イ) 子会社の取締役、監査役、執行役員及び社員が当社の監査等委員会に報告をするための体制

子会社の取締役、執行役員及び社員は、当社の監査等委員会が選定する監査等委員である取締役から事業の報告を求められた場合は、正当な理由があるときを除き、速やかに報告するものとします。子会社の取締役、監査役、執行役員及び社員が法令等の違反行為等、当社又は子会社に著しい損害を及ぼした事実又は及ぼすおそれのある事実を発見した場合は、これを当社の監査等委員会に報告するものとします。

⑩ 監査等委員会への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、「コンプライアンス規程」及び「内部公益通報者保護規程」を定め、通報者に対して不利な取扱いを禁止しております。監査等委員会への報告をした者に対しても、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保いたします。

⑪ 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査等委員がその職務の執行について費用の請求をしたときは、当該費用が監査等委員の職務の執行に必要なでないことを除き、その支払い等を行います。

⑫ その他、監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するために、監査等委員会は、会計監査人と密接に連携するとともに、代表取締役並びに子会社の取締役等と定期的な会合を持ち、経営方針の確認や会社を取り巻くリスクや課題について、意見交換を行います。

⑬ 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、財務報告の信頼性の確保及び「内部統制報告書」の有効かつ適切な開示のために、「財務報告に係る内部統制の基本方針」を定め、当該方針に基づき、代表取締役執行役員社長を委員長とする「内部統制委員会」を設け、財務報告に係る内部統制の継続的な整備・運用及び評価を行い、また、不備が発見された場合は、速やかに是正します。

⑭ 反社会的勢力排除に向けた体制

反社会的勢力とは一切の関係を持たないこと、不当要求については拒絶することを基本方針とします。

取引先がこれらと関わる団体、企業、個人等であることが判明した場合にはその取引を速やかに解消します。

人事総務部を反社会的勢力対応主管部署と位置付け、情報の一元管理を行います。また、役員、社員が基本方針を遵守するように、関連諸規程において明文化するとともに、教育体制を構築します。さらに、必要に応じて、反社会的勢力による被害を防止するための対応方法等を整備します。

反社会的勢力による不当要求が発生した場合には、警察及び顧問弁護士事務所等の外部専門機関と連携し、有事の際の協力体制を構築します。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① コンプライアンス

行動規範としての「船井グループ企業行動憲章」を定めるとともに、「役員コンプライアンス規程」及び「コンプライアンス規程」を制定し、全役職員に周知することで法令遵守のための基本方針を明確化し、役職員の職務の執行が法令・定款に適合することを確保しております。また、内部通報制度を設け、法令違反の防止及び問題の早期発見に努めております。

② リスク管理

企業活動における損失及び不利益の最小化を目的として「リスク管理規程」を制定し、リスク管理の組織を整備するとともに定期的なモニタリングにより継続的な管理を行っております。

③ 取締役の職務の執行

取締役会は、社外取締役4名を含む取締役8名（うち監査等委員である取締役3名）で構成され、法令で定められた事項及び経営に関する重要事項の決定、業務執行状況の監督を行っております。当事業年度においては、取締役会を15回開催いたしました。その他、投融資審議会を3回、指名委員会を2回、報酬委員会を4回開催いたしました。

④ 監査等委員の職務の執行

監査等委員は、取締役会に出席するほか、毎月開催の月次決算報告会へ出席しております。平成27年6月25日以降、当事業年度において監査等委員会を9回開催いたしました。

(3) 役員報酬等の内容に係る決定に関する方針

取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び監査等委員である取締役の報酬等については、株主総会の決議により定められたそれぞれの報酬総額の上限の範囲内において決定いたします。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の月額報酬額は、取締役会の委任を受けた報酬委員会が当社の定める一定の基準に基づき決定いたします。監査等委員である取締役の月額報酬額は、監査等委員である取締役の協議により決定いたします。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の賞与は、取締役会の委任を受けた報酬委員会が当社の定める一定の基準に基づき決定いたします。監査等委員である取締役の賞与は、監査等委員である取締役の協議により決定いたします。

なお、取締役の退職慰労金については、株主総会の決議により、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び監査等委員である取締役へ贈呈のご承認をいただいたうえで、当社の定める一定の基準に基づき取締役（監査等委員である取締役を除く。）については取締役会の委任を受けた報酬委員会が、監査等委員である取締役については監査等委員である取締役の協議により決定いたします。

(4) 剰余金の配当等を取締役会が決定する方針

当社は、株主に対する利益還元を重要な経営課題の一つと認識し、経営基盤の強化を図りながら安定配当を維持することを基本方針としております。

具体的な基準として、連結純資産配当率1.0%を基本に、経営環境等を考慮した積極的な配当政策を実施いたします。

◎ 本事業報告中の記載金額及び株式数は表示単位未満を切り捨てて、比率は特に記載している場合を除き、小数点第1位未満を四捨五入して表示しております。また、1株当たり当期純利益、1株当たり当期純損失及び1株当たり純資産額については、銭未満を四捨五入して表示しております。

連結貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	123,214	流動負債	57,798
現金及び預金	57,609	支払手形及び買掛金	15,604
受取手形及び売掛金	24,092	短期借入金	5,118
商品及び製品	22,768	未払金	33,359
仕掛品	1,196	リース債務	251
原材料及び貯蔵品	13,212	未払法人税等	783
繰延税金資産	664	賞与引当金	236
その他	4,071	製品保証引当金	689
貸倒引当金	△400	為替予約	18
固定資産	31,080	その他	1,735
有形固定資産	18,203	固定負債	9,927
建物及び構築物	8,343	長期借入金	6,009
機械装置及び運搬具	1,781	リース債務	737
工具、器具及び備品	1,166	繰延税金負債	811
土地	6,331	再評価に係る繰延税金負債	205
リース資産	493	役員退職慰労引当金	1,106
その他	87	退職給付に係る負債	395
無形固定資産	4,964	その他	662
特許権	3,297	負債合計	67,725
その他	1,666	純資産の部	
投資その他の資産	7,912	株主資本	96,613
投資有価証券	2,418	資本金	31,307
繰延税金資産	206	資本剰余金	33,301
退職給付に係る資産	1,555	利益剰余金	56,345
その他	4,003	自己株式	△24,341
貸倒引当金	△271	その他の包括利益累計額	△11,155
資産合計	154,295	その他有価証券評価差額金	160
		為替換算調整勘定	△11,630
		退職給付に係る調整累計額	314
		新株予約権	145
		非支配株主持分	965
		純資産合計	86,569
		負債・純資産合計	154,295

連結損益計算書

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		168,116
売上原価		145,210
売上総利益		22,906
販売費及び一般管理費		35,968
営業損失		13,061
営業外収益		
受取利息及び配当金	287	
固定資産賃貸料	208	
投資事業組合運用益	218	
その他の	79	793
営業外費用		
支払利息	296	
為替差損	3,277	
その他の	303	3,878
経常損失		16,146
特別利益		
固定資産売却益	18	
受取和解金	902	
関税還付金	485	
その他の	155	1,562
特別損失		
固定資産処分損	475	
減損損	557	
損害賠償金	18,502	
その他の	303	19,838
税金等調整前当期純損失		34,422
法人税、住民税及び事業税	514	
法人税等調整額	1,322	1,836
当期純損失		36,258
非支配株主に帰属する当期純損失		37
親会社株主に帰属する当期純損失		36,221

連結株主資本等変動計算書

(平成27年4月1日から)
(平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	31,307	33,272	93,840	△24,341	134,079
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△1,194		△1,194
親会社株主に帰属する 当 期 純 損 失			△36,221		△36,221
自 己 株 式 の 取 得				△0	△0
連 結 範 囲 の 変 動			△79		△79
非支配株主との取引に係る 親 会 社 の 持 分 変 動		29			29
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	29	△37,495	△0	△37,465
当 期 末 残 高	31,307	33,301	56,345	△24,341	96,613

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				新 株 子 約 権	非 支 配 主 分 株 持	純 資 産 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	為 替 換 算 勘 定	退 職 給 付 に 係 る 調 整 額 累 計	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計			
当 期 首 残 高	421	△8,188	365	△7,401	142	1,061	127,881
連結会計年度中の変動額							
剰 余 金 の 配 当							△1,194
親会社株主に帰属する 当 期 純 損 失							△36,221
自 己 株 式 の 取 得							△0
連 結 範 囲 の 変 動							△79
非支配株主との取引に係る 親 会 社 の 持 分 変 動							29
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	△260	△3,442	△51	△3,753	2	△95	△3,846
連結会計年度中の変動額合計	△260	△3,442	△51	△3,753	2	△95	△41,312
当 期 末 残 高	160	△11,630	314	△11,155	145	965	86,569

◎ 連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書の記載金額は、それぞれ表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年5月18日

船井電機株式会社
取締役会御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中村基夫	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中田明	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	岡田明広	Ⓔ

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、船井電機株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、船井電機株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

貸借対照表

(平成28年 3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	70,657	流動負債	37,692
現金及び預金	26,142	買掛金	8,291
受取手形	20	リース債務	134
売掛金	25,510	未払金	22,715
商品及び製品	63	未払費用	5,987
原材料及び貯蔵品	1,470	未払法人税等	74
前払費用	1,002	預り金	218
短期貸付金	19,155	製品保証引当金	208
その他	583	為替予約	18
貸倒引当金	△3,292	その他	43
固定資産	50,693	固定負債	8,328
有形固定資産	7,272	長期借入金	5,634
建物	2,639	リース債務	375
構築物	37	繰延税金負債	786
機械装置	4	役員退職慰労引当金	1,079
車両運搬具	0	その他	451
工具、器具及び備品	81	負債合計	46,020
土地	4,034	純資産の部	
リース資産	473	株主資本	75,124
その他	2	資本金	31,307
無形固定資産	3,697	資本剰余金	33,272
特許権	3,297	資本準備金	32,833
ソフトウェア	117	その他資本剰余金	438
その他	282	利益剰余金	34,886
投資その他の資産	39,722	利益準備金	209
投資有価証券	233	その他利益剰余金	34,676
関係会社株式	33,718	固定資産圧縮積立金	518
長期貸付金	13,632	別途積立金	23,400
長期前払費用	2,124	繰越利益剰余金	10,758
前払年金費用	1,722	自己株式	△24,341
その他	196	評価・換算差額等	59
貸倒引当金	△11,904	その他有価証券評価差額金	59
資産合計	121,350	新株予約権	145
		純資産合計	75,329
		負債・純資産合計	121,350

損 益 計 算 書

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売 上 高		133,632
売 上 原 価		122,295
売 上 総 利 益		11,337
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		20,470
営 業 損 失		9,132
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	26,169	
そ の 他	400	26,569
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	70	
為 替 差 損	3,131	
そ の 他	530	3,732
経 常 利 益		13,704
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	5	
受 取 和 解 金	902	
そ の 他	52	959
特 別 損 失		
固 定 資 産 処 分 損	134	
減 損 損 失	87	
損 害 賠 償 金	18,502	
そ の 他	468	19,192
税 引 前 当 期 純 損 失		4,528
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	18	
法 人 税 等 調 整 額	1,339	1,357
当 期 純 損 失		5,886

株主資本等変動計算書

(平成27年4月1日から)
(平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本										
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金				自己株式	株主資本計
		資本準備金	その他の資本剰余金	資本剰余金計		その他利益剰余金			利益剰余金計		
					固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金				
当 期 首 残 高	31,307	32,833	438	33,272	209	513	23,400	17,843	41,966	△24,341	82,204
事業年度中の変動額											
固定資産圧縮積立金の積立						9		△9	—		—
固定資産圧縮積立金の取崩						△4		4	—		—
剰余金の配当								△1,194	△1,194		△1,194
当期純損失								△5,886	△5,886		△5,886
自己株式の取得										△0	△0
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)											
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	—	5	—	△7,085	△7,080	△0	△7,080
当 期 末 残 高	31,307	32,833	438	33,272	209	518	23,400	10,758	34,886	△24,341	75,124

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当 期 首 残 高	282	282	142	82,629
事業年度中の変動額				
固定資産圧縮積立金の積立				—
固定資産圧縮積立金の取崩				—
剰余金の配当				△1,194
当期純損失				△5,886
自己株式の取得				△0
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	△222	△222	2	△219
事業年度中の変動額合計	△222	△222	2	△7,300
当 期 末 残 高	59	59	145	75,329

◎ 貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書の記載金額は、それぞれ表示単位未満を切り捨てて表示しております。

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年5月18日

船井電機株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中村基夫	Ⓡ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中田明	Ⓡ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	岡田明広	Ⓡ

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、船井電機株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第64期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第64期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

①監査等委員会が定めた、監査の方針及び職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月19日

船 井 電 機 株 式 会 社 監 査 等 委 員 会

社外監査等委員 米 田 信 一 ㊟

社外監査等委員 盛 本 正 英 ㊟

社外監査等委員 坂 内 義 明 ㊟

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、社外取締役1名を含む、取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当 社株式の数
1	ふな い てつ ろう 船 井 哲 良 (昭和2年1月24日生)	昭和26年4月 船井ミシン商会創業 昭和27年12月 株式会社船井ミシン商会代表取締役 昭和36年8月 当社設立代表取締役取締役社長 平成17年6月 当社取締役 当社代表執行役執行役社長 平成20年6月 当社取締役 当社執行役会長 平成22年6月 当社執行役員会長 平成24年6月 当社会長 平成26年10月 当社代表取締役会長（現任） （公益財団法人船井情報科学振興財団理事長） （公益財団法人船井奨学会理事長）	12,559,288株
2	まえ だ てつ ひろ 前 田 哲 宏 (昭和29年7月4日生)	昭和55年4月 三洋電機株式会社入社 平成10年10月 同社パーソナル通信事業部テクニカルエンジニアリング部部長 平成14年4月 三洋テレコミュニケーションズ株式会社常務取締役 平成17年4月 三洋電機株式会社テレコムカンパニー副社長 平成18年4月 同社執行役員 平成20年4月 同社執行役員ソーラー事業部長 平成23年4月 同社常務執行役員 平成24年8月 当社入社 平成25年1月 当社開発技術本部戦略技術部理事 平成25年4月 当社新規事業部事業部長執行役員 平成26年4月 当社経営企画本部部長兼新規事業部事業部長執行役員 平成26年6月 当社取締役 平成26年10月 当社代表取締役（現任） 平成27年10月 当社オフィスソリューション事業部事業部長兼新規事業部事業部長執行役員（現任）	一株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当 社株式の数
3	おか だ じょう じ 岡 田 譲 二 (昭和29年8月27日生)	昭和52年4月 株式会社日立製作所入社 平成2年4月 同社主任技師 平成11年4月 同社半導体グループシステム L S I 事業部開発推進室長 平成15年4月 株式会社ルネサステクノロジグロ ーバルマーケティング部長 平成16年2月 株式会社アブローズテクノロジーズ 代表取締役 平成17年12月 当社入社 平成19年4月 当社開発技術本部理事 平成21年10月 当社開発技術本部副本部長執行役員 平成22年6月 当社取締役(現任) 平成23年6月 当社開発技術本部副本部長執行役員 平成26年7月 当社開発技術本部副本部長兼知的財産 権本部副本部長執行役員(現任)	500株
4	【新任】 まき うら ひろ ゆき 牧 浦 弘 幸 (昭和22年6月1日生)	昭和45年4月 日綿実業株式会社(現双日株式会社)入社 昭和56年7月 米国ニチメン・ロサンゼルス支店機械部 部長 昭和63年8月 米国ニチメン・シカゴ支店カーエレクト ロニクス部部长 平成2年4月 米国ニチメン・デトロイト支店支店長 平成6年11月 ニチメン株式会社(現双日株式会社) 電子情報第二部部长 平成11年7月 米国オハイオ州政府シニアトレード アドバイザー 平成16年6月 フォスター電機株式会社取締役 平成20年4月 同社執行役員 フォステクスカンパ ニー プレジデント 平成22年4月 フォスター(欧州)株式会社副社長 平成27年6月 当社取締役(監査等委員) 平成28年2月 当社専務執行役員(現任)	一株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当 社株式の数
5	社外取締役候補者 よねもと みつ お 米本光男 (昭和14年3月18日生)	平成7年7月 株式会社ティー・ピー・エス研究所 取締役副社長(現任) 平成10年9月 当社社外取締役(現任) 平成21年3月 セーラー万年筆株式会社社外取締役 平成24年6月 オリエンタルチェン工業株式会社 社外監査役(現任) (株式会社ティー・ピー・エス研究所取締役副社長) (オリエンタルチェン工業株式会社社外監査役)	100株

(注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 取締役候補者とした理由

- ・船井哲良氏は、創業時より長年にわたり当社の経営を担っており、その豊富な経験により培った幅広い知見及び能力を経営に活かしていくためであります。
- ・前田哲宏氏は、前職及び当社における長年の事業経験により培った幅広い知見及び能力を経営に活かしていくためであります
- ・岡田譲二氏は、前職及び当社における長年の事業経験により培った幅広い知見及び能力を経営に活かしていくためであります。
- ・牧浦弘幸氏は、企業経営に関する長年にわたる豊富な経験及び実績を有しており、その能力及び見識を経営に活かしていくためであります。
- ・米本光男氏は、経営コンサルタントとしての幅広い経験に基づいた有益な助言が期待できるとともに、独立役員として取締役会に参画することで経営の透明性を高めるためであります。

3. 米本光男氏は、社外取締役候補者であります。

4. 社外取締役としての在任期間

米本光男氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって17年9か月であります。

5. 独立役員指定の状況

当社は、米本光男氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届出しております。

6. 責任限定契約の締結状況

会社法第427条第1項の規定により、当社と社外取締役 米本光男氏との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任について、同法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度とする責任限定契約を締結しており、同氏が再任されますと同契約を継続する予定であります。

第2号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くこととなる場合に備え、会社法第329条第3項の規定に基づき、予め補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本選任の効力につきましては、就任前に限り、監査等委員会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものといたします。

また、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
いし ぎき ひろむ 石 崎 弘 (昭和21年3月23日生)	昭和43年9月 当社入社 平成5年6月 当社経理本部事業管理部部長 平成12年10月 当社管理本部管理部部長 平成17年10月 当社経営企画室室長 平成19年6月 新ダット・ジャパン株式会社取締役 平成19年10月 当社戦略企画室部長 平成23年2月 D Xアンテナ株式会社社外監査役 平成24年5月 当社顧問 平成24年6月 当社常勤監査役 平成27年6月 当社特別顧問 監査等委員会事務局 (現任)	100株

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 補欠の監査等委員である取締役候補者とした理由
石崎 弘氏は、企業会計及び税務に関する専門的知見を有しており、その能力を当社の監査体制に活かしていくためであります。
3. 責任限定契約について
石崎 弘氏が監査等委員である取締役に就任した場合には、当社と同氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任について、同法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度とする責任限定契約を締結する予定であります。

第3号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって、任期満了により取締役を退任される林 朝則氏に対し、在任中の功労に報いるため、当社の定める一定の基準に従い、相当額の範囲内において退職慰労金を贈呈することといたしたく存じます。

なお、その具体的金額、贈呈の時期、方法等につきましては、取締役会の委任に基づく報酬委員会の決定にご一任願いたいと存じます。

退任取締役の略歴は、次のとおりであります。

氏名	略歴
はやし 林 とも 朝 のり 則	平成20年6月 当社取締役代表執行役社長 平成22年6月 当社代表取締役執行役員社長 平成26年1月 当社取締役副会長 平成26年10月 当社代表取締役執行役員社長 (現在に至る)

第4号議案 ストックオプションとして新株予約権を発行する件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社並びに当社子会社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下、本議案において同じ。）執行役員及び従業員に対し、ストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

また、当社取締役に対する新株予約権の発行は、取締役に対する金銭でない報酬等に該当しますので、会社法第361条の規定に基づき、取締役に対して割り当てる新株予約権の算定方法についても、あわせてご承認をお願いするものであります。

なお、第1号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件」をご承認いただいた場合、割当を受ける取締役は4名（社外取締役を除く。）となり、当社取締役に対して新株予約権を発行する場合、ストックオプションの目的及び取締役の報酬水準等に鑑み、新株予約権の割当数は最大500個を上限とします（当社取締役以外の者に対して発行される新株予約権の上限は、下記2.(2)の数から当社取締役に対して割り当てた新株予約権の数を控除した数とします。）。新株予約権に関する当社取締役に対する報酬等の額は、割当日の諸条件を基にブラック・ショールズ・モデルを用いて算出した各新株予約権の公正価額に、当社取締役へ割り当てる新株予約権の総数を乗じて得た額となります（平成27年6月25日開催の当社第63期定時株主総会においてご承認いただいた取締役の報酬額「年額5億5千万円以内」とは別枠となります。）。また、当社取締役に対して新株予約権を発行する場合の各取締役への新株予約権の発行時期及び配分等につきましても、当社取締役会にご一任願いたいと存じます。

1. 特に有利な条件により新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由

当社の連結ベースでの業績向上に対する意欲や士気を高めるとともに、優秀な人材を確保し、企業価値の増大を図ることを目的として、ストックオプションとして新株予約権を発行するものであります。

2. 本株主総会の決議による委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の内容及び数の上限等

(1) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式180,000株を上限とする。

なお、当社が本総会終結後に効力を生じる株式の分割（株式無償割当てを含む。以下、同じ。）又は株式の併合を行う場合には、次の算式により新株予約権の目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合

は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割（又は併合）の比率

また、当社が本総会終結後に効力を生じる吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとする。

(2) 新株予約権の数

1,800個を上限とする。

なお、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は100株とする。ただし、前記(1)の規定により、新株予約権の目的となる株式の数の調整が行われた場合は、同様の調整を行う。

(3) 新株予約権と引換えに払込む金銭

新株予約権と引換えに金銭を払込むことを要しないものとする。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

新株予約権1個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に前記(2)に定める新株予約権1個の目的となる株式の数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下「終値」という。）の平均値に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げる。）又は割当日の終値（当日に終値がない場合は、それに先立つ直近の取引日の終値）のいずれか高い金額とする。

なお、新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（又は併合）の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後、当社が時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使による新株の発行または自己株式の移転を除く。）には、行使価額を次の算式により調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式の総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除して得た数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分価額」に読み替えるものとする。

さらに、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は合理的な範囲で調整されるものとする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

平成30年9月1日から平成35年8月31日までとする。ただし、新株予約権を行使する期間の最終日が会社の休日にあたるときは、その前営業日を最終日とする。

(6) 新株予約権の行使の条件

① 新株予約権者が権利行使期間中の各年（9月1日から翌年8月31日まで）において行使できる新株予約権の数は、取締役会の定める基準に基づくものとする。

また、新株予約権者が当該各年の行使期間内に行使できる新株予約権の全部又は一部を行使しない場合は、次年度以降、権利行使期間終了まで、当該各年の新株予約権の残余について行使を繰り延べることができる。

② 新株予約権者は権利行使期間中の各年（9月1日から翌年8月31日まで）において、当社の承認を受けなければ当該年の権利行使を行うことができない。

③ 新株予約権者は権利行使時においても当社又は当社関係会社の取締役、監査役、執行役員もしくは従業員の地位にあることを要する。

④ 新株予約権の譲渡、質入れその他の担保設定及び相続は認めない。

(7) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げるものとする。

② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、前記①記載の資本金等増加限度額から前記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(8) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

(9) 新株予約権の取得事由

- ① 新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日をもって、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
- ② 新株予約権者が権利行使をする前に、前記（6）に規定する条件により権利行使ができなくなった場合は、当社取締役会が別途定める日をもって、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
- ③ 新株予約権者が、新株予約権の全部又は一部を放棄した場合は、当社取締役会が別途定める日をもって、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

(10) 当社が組織再編行為を実施する際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換、又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。

ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- ② 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- ③ 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、前記(1)に準じて決定する。
- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、前記(4)で定められる行使価額を調整して得られる再編後払込金額に前記③に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

- ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
前記(5)に定める新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、前記(5)に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- ⑥ 新株予約権の行使の条件
前記(6)に準じて決定する。
- ⑦ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
前記(7)に準じて決定する。
- ⑧ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
- ⑨ 新株予約権の取得事由
前記(9)に準じて決定する。
- (11) 新株予約権の行使により生じる1株に満たない端数の取扱い
新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。
- (12) その他の事項
新株予約権に関するその他の事項については、取締役会の決議により決定する。

以 上

メ モ

A series of 15 horizontal dashed lines for writing.

会場のご案内図

<会場> 大阪府大東市中垣内7丁目7番1号
当社技術館5階 多目的ホール
電話 072 (870) 4303



<交通> J R学研都市線 住道駅前 (南側ロータリー周辺)
より株主総会専用送迎バスをご利用ください。
(9時15分発・9時30分発の2便運行します。)

<お願い> お車でのご来場はご遠慮願います。
会場受付は午前9時より開始いたします。午前9時
以前はご入場いただけませんのでご注意ください。